

令和7年度 第1回長井市歯科保健推進事業協議会

次 第

日時：令和7年8月25日(月)

午後6時30分～

会場：長井市役所 庁議室

委嘱状交付

1 開 会

2 あいさつ

3 委員・事務局紹介

4 長井市歯科保健推進事業協議会について

当日資料1

5 報 告・協 議

1) 令和6年度長井市歯科保健推進事業実績報告

〃

統計資料

資料1

資料2

(1) 長井地区歯科医師会

(2) 健康スポーツ課

(3) 福祉あんしん課

2) 令和7年度長井市歯科保健推進事業実施計画及び進捗状況

資料3

(1) 長井地区歯科医師会

(2) 健康スポーツ課

(3) 福祉あんしん課

3) 市内保育施設を対象とした歯科保健に関するアンケート調査結果

資料4

4) 高齢者施設における歯と口腔に関するアンケート調査（案）の実施

資料5

5) 歯科保健への取り組みの現状

6) その他

6 その他

7 閉 会

長井市歯科保健推進事業協議会委員

(敬称略)

	所 属	役 職	氏 名
1	長井地区歯科医師会	会長	芳賀 俊和
2		副会長	松下 賢
3		地域保健担当理事	高橋 典子
4	長井市西置賜郡医師会	会長	外田 博貴
5	山形県歯科衛生士会 置賜支部	代表	金田 みき
6	長井市地区長連合会	会長	竹田 信一
7	長井市老人クラブ連合会	会長	渋谷 佐輔
8	長井市校長会	代表	星野 一浩
9	長井市養護教諭部会	代表	安部 幸代
10	長井市PTA連合会	会長	工藤 友子
11	長井市保育研究会	会長	鈴木 良昭
12	長井市教育委員会	教育長	土屋 正人
【事務局】 長井市		厚生参事(兼)子育て推進課長	梅津 義徳
		教委学校教育課長	黒澤 美紀
		福祉あんしん課 地域包括支援センター担当課長	渡部 和喜子
		健康スポーツ課 健康推進担当課長	塚田 恵美子
		健康スポーツ課 健康推進室長	高橋 ゆみ
		健康スポーツ課 保健師	迎田 茉優
		健康スポーツ課 保健師	妻木 紗也

令和7年度 第1回長井市歯科保健推進事業協議会

会議席次

長井地区歯科医師会
会長

芳賀 俊和 副市長

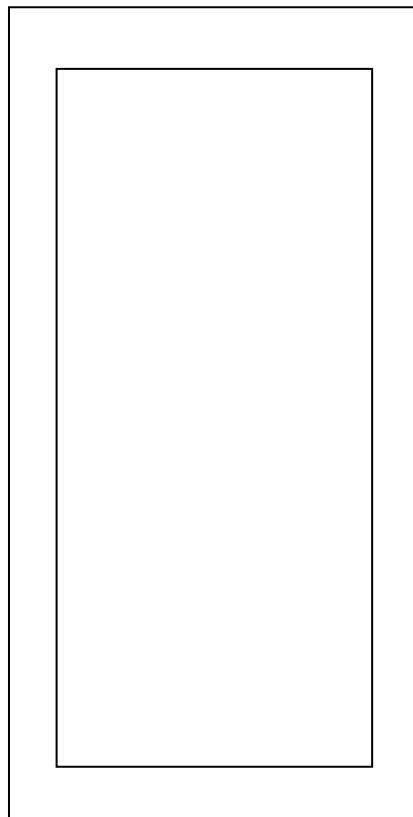
長井地区歯科医師会
副会長
松下 賢

長井市西置賜郡医師会
会長
外田 博貴

山形県歯科衛生士会
置賜支部代表
金田 みき

長井市地区長連合会
会長
竹田 信一

長井市老人クラブ連合会
会長
渋谷 佐輔



長井市校長会
代表
星野 一浩

長井市養護教諭部会
代表
安部 幸代

長井市PTA連合会
会長
工藤 友子

長井市保育研究会
会長
鈴木 良昭

長井市教育委員会
教育長
土屋 正人

健康スポーツ課
保健師
妻木 紗也

長寿介護・地域
包括支援センター
担当課長
渡部和喜子

厚生参事(兼)
子育て推進課長
梅津 義徳

健康スポーツ課健
康推進担当課長
塚田恵美子

教委学校教育課長
黒澤 美紀

健康スポーツ課
保健師
迎田 茉優

健康スポーツ課健
康推進室長
高橋 ゆみ

※敬称は省略させていただきました。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進し、もって市民の健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立した生活ができる期間をいう。）の延伸を図り、市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、市民自らが取り組むとともに、全ての市民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能及びその特性に応じて、良質かつ適切な歯と口腔の保健医療サービスを受けることのできる環境の整備が図られることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組みを行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等関係者」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に係る業務に従事する者であって歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。以下「保健医療等関係者」という。）と連携して、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健医療等関係者の役割)

第6条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、歯科医療等関係者と連携して、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推

進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者（市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）は、基本理念にのっとり、当該事務所又は事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯と口腔の健康づくりの取組みの支援に努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 市長は、次条に定める基本的施策を総合的に実施するため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組みの普及啓発に関するこ。
- (2) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防対策等に関するこ。
- (3) 成人期における歯周疾患の予防対策等に関するこ。
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上対策等に関するこ。
- (5) 障がい者、介護を必要とする者その他特に支援を要する者に対する歯科保健医療サービスの提供に関するこ。
- (6) かかりつけ医や集団健診による定期的な歯科健診の受診の促進に関するこ。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策に関するこ。

(長井市歯科保健推進事業協議会)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を円滑に推進するために、長井市歯科保健推進事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び実施に関する事項についての調査審議
 - (2) その他歯と口腔の健康づくりに関する施策に関し必要な事項についての調査審議
- (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

令和6年度 長井市歯科保健推進事業実績報告

(1) 長井地区歯科医師会

① 地域歯科保健事業の立案および事業への協力

- ・乳幼児歯科健診(1歳6か月児歯科健診・3歳児歯科健診・2歳児歯科健診)
- ・歯周疾患検診(20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)
- ・妊婦歯科健診(妊娠16週～27週 2018年5月20日から無料実施)
- ・訪問歯科診療事業(広報ながい・保健カレンダーへの周知方法打合せ)
- ・地域歯科保健事業契約締結書作成・契約(毎年4月)

② 地域歯科保健事業担当者連絡協議会の開催

令和6年4月23日(火)開催

(各地区歯科保健事業担当者4名・在宅歯科衛生士1名・地域保健担当理事1名)

(内容) 令和5年度事業報告書提出

令和6年度歯科保健事業計画・健康指導内容の確認・事業経過

乳幼児と歯周疾患健診、各事業等に対する意見・要望・情報交換について

令和6年度の締結書捺印交換済み

③ 在宅訪問歯科診療の集計および長井市健康スポーツ課への報告書作成提出

令和6年4月1日～令和7年3月31までの実施状況を市健康スポーツ課に報告提出。

④ 長井市歯科保健推進事業協議会への参加

令和6年7月22日(月) 第1回長井地区歯科医師会と市の打ち合わせ

令和6年8月5日(月) 第1回長井市歯科保健推進事業協議会

令和7年1月9日(木) 第2回長井地区歯科医師会と市の打ち合わせ

令和7年1月23日(木) 第2回長井市歯科保健推進事業協議会

歯科医師会長・副会長・地域保健担当理事参加

⑤ おらんだラジオへの放送出演

長井地区歯科医師会の歯科医師がお口のワンポイントアドバイスをわかりやすく紹介

毎週土曜日 6:55～7:00(おらんだの朝 けさらじ)

12:55～13:00(おらんだの昼 ひるらじ)

20:55～21:00(おらんだの晩方 ゆうらじ)

(2)健康スポーツ課

ライフステージ	事業名	対象者	令和6年度実施計画 (実施内容・目標等)	令和6年度実績報告 (実施内容・受診率等)
乳幼児期及び学齢期	離乳食もぐもぐ教室	おおむね生後6か月未満の保護者と家族	離乳食に関する講話、デモンストレーション、試食(年回6回奇数月実施)	受講者:18組(22名)(実施回数6回)
	9か月児健康診査	生後9～10か月児	歯科衛生士による保護者への歯科指導、歯ブラシ配付(年10回)	受診者数:94人(実施回数8回)
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月～7か月児	児への歯科診察と指導、歯ブラシ配付、フッ化物塗布(年10回)	受診者数:123人(実施回数10回)
	2歳児歯科健康診査	2歳6か月頃の児	児への歯科診察と指導、歯ブラシ配付、フッ化物塗布(年8回)	受診者数:119人(実施回数8回)
	3歳児健康診査	3歳6か月～7か月児	児への歯科健診察と指導、歯ブラシ配付(年12回)	受診者数:147人(実施回数12回)
	ブラッシング指導	小学1年生～中学3年生	市内の小中学校(養護学校)10校で実施予定	5月～9月に10校で実施
	幼児ブラッシング教室	年長児のいる保育所	5保育施設で実施予定(歯科医師会2件、長井市3件)	5保育施設で実施 ※歯科医師会2件、長井市3件
	歯磨き用CDの活用	年長児のいる保育所と小中学校	歯みがきの時間や保健の授業等で活用	昼食後の歯みがきの時間等で活用するよう推奨している。 年度末に、年長児のいる保育施設に使用状況の調査を行った。
成人期	妊娠歯科健康診査	妊娠16週～27週の妊婦	母子健康手帳交付時に受診券を発行し、無料で実施。(受診率50%)	受診者数:61人
	歯周疾患検診	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳	対象者に受診券送付し、無料で実施。10月末に受診勧奨実施予定。 <受診率目標> 20・30歳:15% 40・50・60・70歳:10%	7月末に受診券送付し、8月より開始。9月末に全対象者にはがきにて、10月の市報にて受診勧奨実施。 R6年度受診者数 20歳:24人/188人(13%) 30歳:31人/209人(15%) 40歳:35人/260人(13%) 50歳:47人/328人(14%) 60歳:69人/294人(23%) 70歳:90人/409人(22%)
	事業所における歯と口腔の健康づくりアンケート調査	市内事業所	事業所における歯と口腔の健康づくりに関する取り組み状況をアンケート調査し、実態を把握する。	○調査期間:R6.8.29～9.25 ○対象: 長井市商工会議所から協力をいただき、従業員数5人以上として登録されている事業所の中から選出した事業所(180事業所) ○回収結果 配布数 180事業所 回収数 113事業所 回収率(%) 62.0%
	事業所における歯科講話	希望のあった市内事業所	令和6年度当初計画にはなし	市内事業所1か所(ケミコンデバイス長井工場)より希望があり、R6.10.18に歯科講話を実施。30～70代の社員11名が参加。

(2)健康スポーツ課

高 齢 期	ミニデイサービス 歯科講話	ミニデイサービス 参加者	14団体 (全29団体で各団体2年に1回実施)	14団体、計180人に実施。歯科パンフレットを用いて高齢者の歯の健康についての講話を実施。
	老人クラブ連合会 歯科講話	老人クラブ連合会 会員	歯科衛生士による歯科講話を実施	1団体約15名に実施。市歯科衛生士によるオーラルフレイルについて講話を実施。
その 他	在宅寝たきり者等 訪問歯科診療支援 事業	家庭で寝たきりま たは身体障がい 等で通院が困難 な方	広報でのPRの他、ケアマネジャー会議で 情報提供	ケアマネジャー会議にて情報提供。8月号市報 で周知。 R6年度の申込数は36件。(健康スポーツ課へ の申込6件、家族からの申込18件、施設からの 申込12件)
	普及啓発事業 広報ながい掲載	市民	市報に歯科保健に関する記事を掲載	8月号で「歯周疾患検診」「在宅寝たきり者等訪 問歯科診療」「後期高齢者医療広域連合から のお知らせ」についての記事を掲載。10月号では 「歯周疾患検診の受診勧奨」の記事を掲載。
	保健カレンダー 掲載	市民	歯科保健に関する記事を掲載	6月に「オーラルフレイル予防」「歯周疾患検診」「 在宅寝たきり者等訪問歯科診療」に関する記 事を掲載。

(3)福祉あんしん課

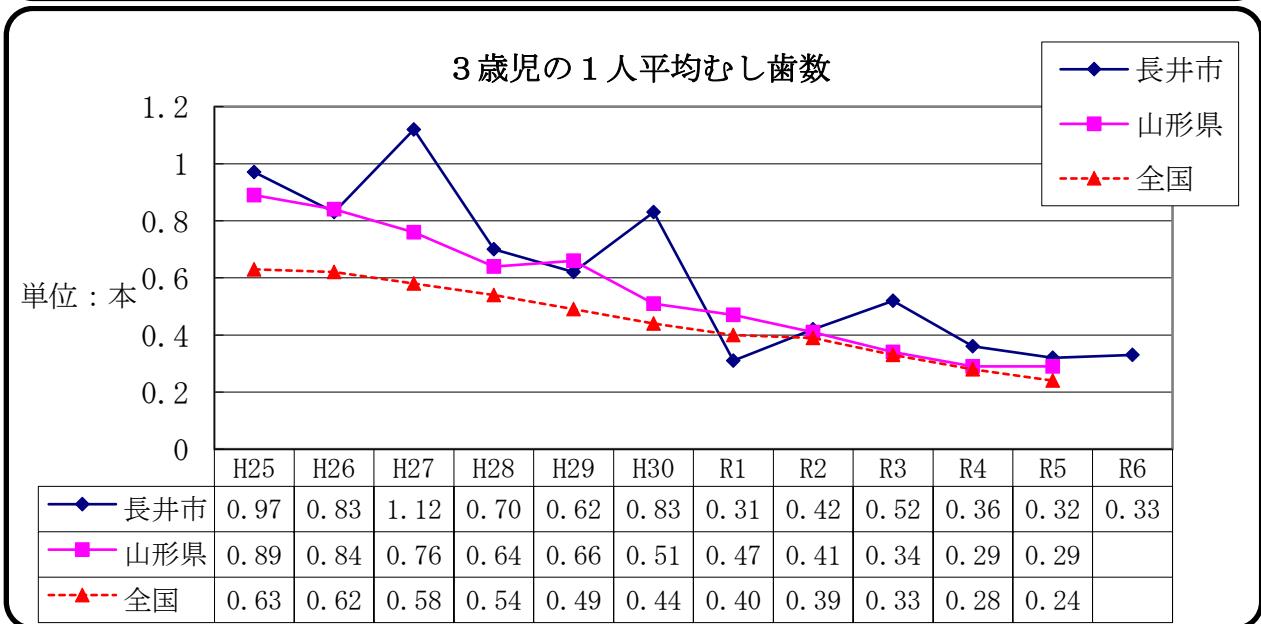
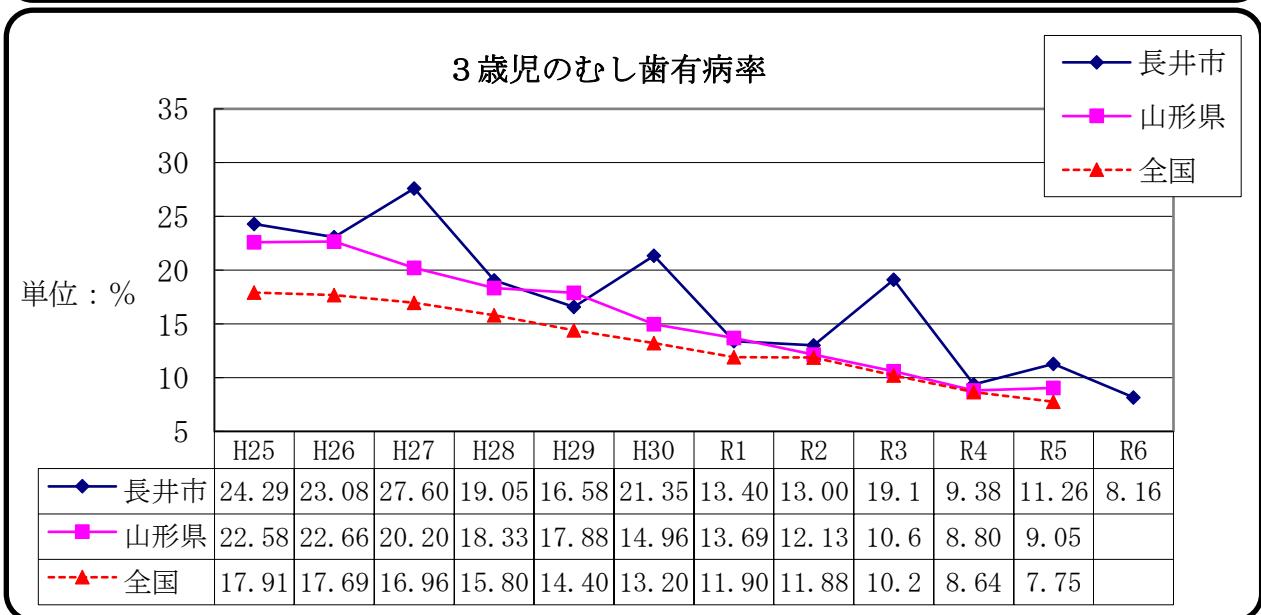
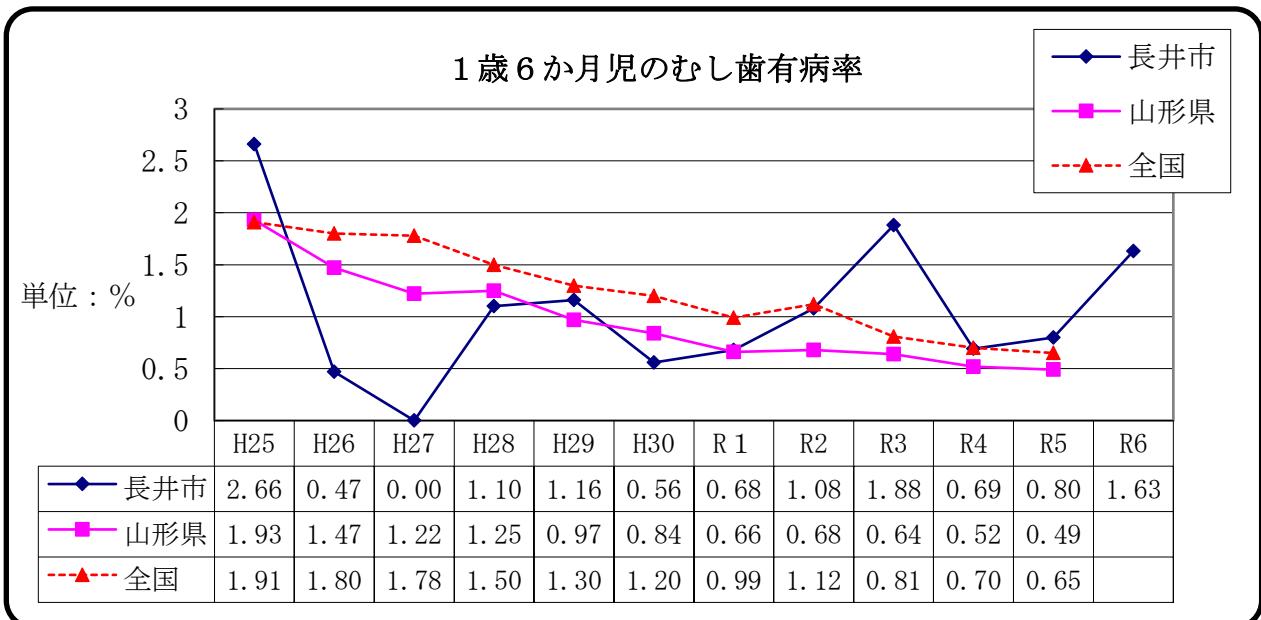
ライフステージ	事業名	対象者	令和6年度実施計画 (実施内容・目標等)	令和6年度実績報告 (実施状況・受診率等)
高齢期	元気アップ教室	65歳以上で要介護の認定を受けていない人	3コース実施(1コースにつき1回歯科衛生士による指導を実施)	3コース実施 延27人/3回
	足腰軽っこ教室		年間コースの中で前期1回・後期1回ずつ歯科衛生士による指導を実施	前期・後期1回ずつ実施 延60人/4回
	脳元気コグニサイズ教室		2コース実施(1コースにつき1回歯科衛生士による指導を実施)	2コース実施 延32人/3回 (欠席者いたため追加で実施)
	元気はつらつ教室 (さわやか健口教室)	一般高齢者や65歳以上の人で体力が低下しており今後要介護状態に移行する恐れのある人	6コース実施(1コースにつき3回歯科衛生士による指導を実施)	6コース実施 延156人/18回
	慈光園リハビリ教室 (さわやか健口教室)		3コース実施(1コースにつき3回歯科衛生士による指導を実施)	3コース実施 延52人/9回
	通所型サービスC みどりの森 (水曜日) ※短期集中型	要支援や65歳以上の人で体力が低下しており今後要介護状態に移行する恐れのある人	1コース約3か月(月1回歯科衛生士による講話と個別指導)	実利用者数113人
	地域ケア会議	関係機関、関係職種	月2回開催(1回2ケース)	48ケース/24回
その他	在宅医療・介護連携 推進事業	医療施設・介護事業所等に勤務する職員	年1回	令和6年5月30日(木) 開催。参加者45人

資料2

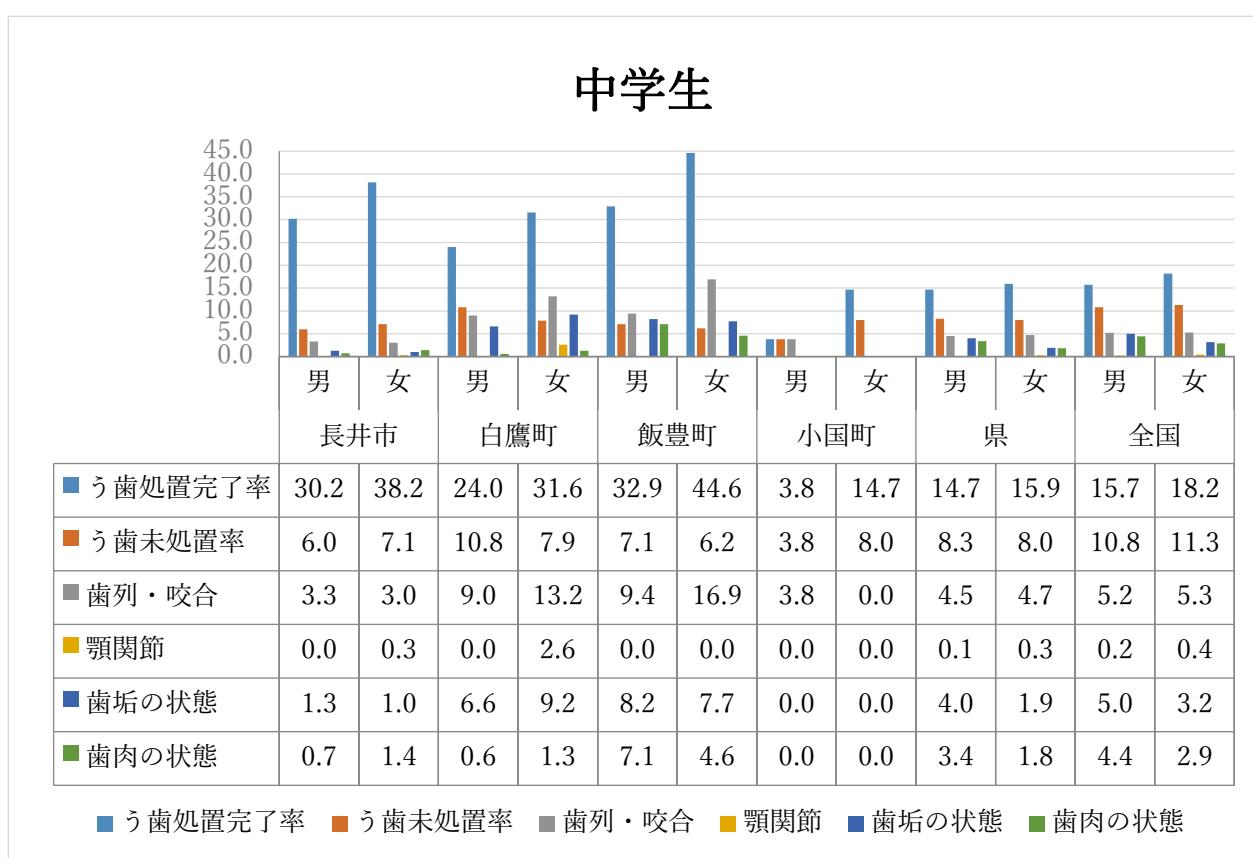
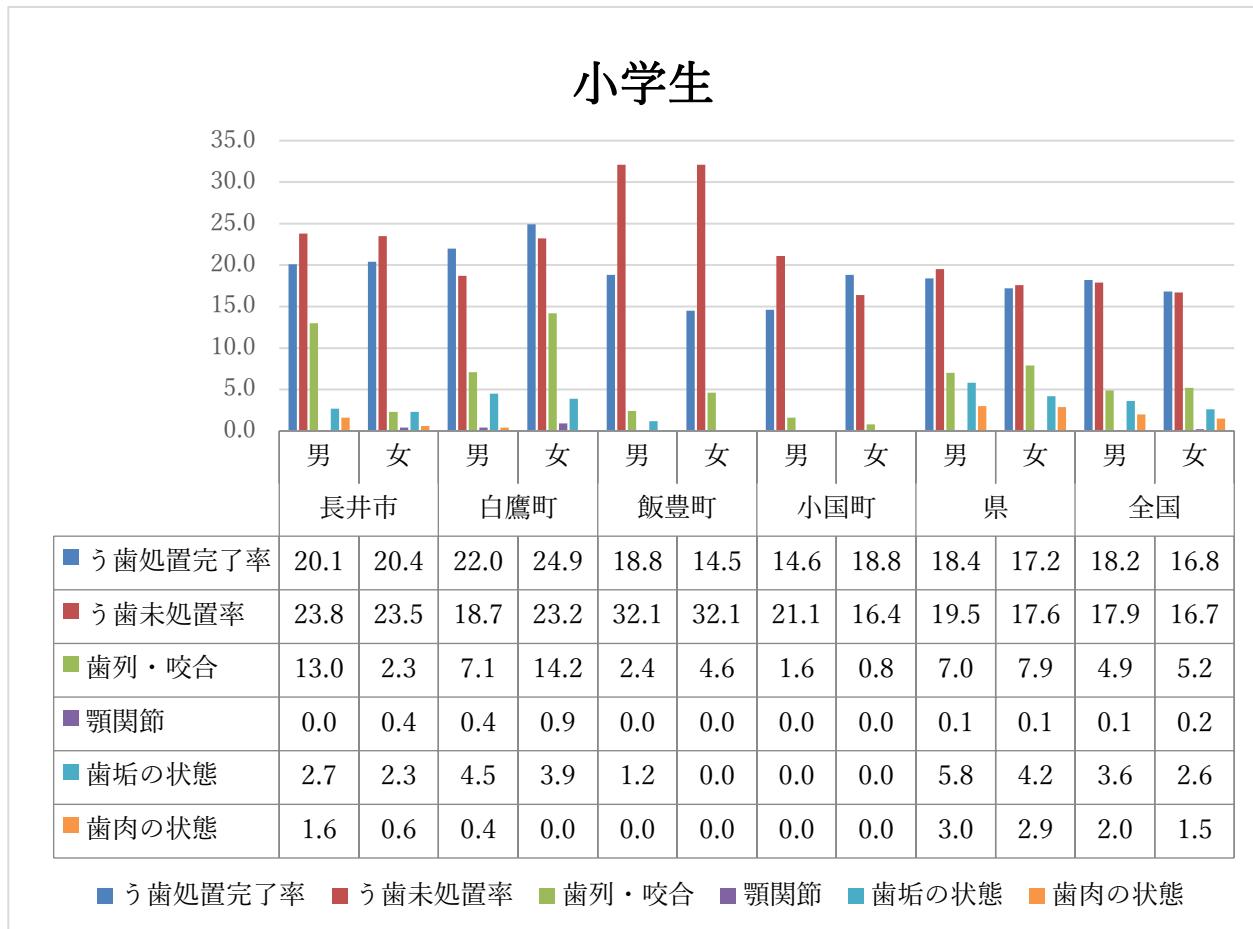
令和6年度長井市歯科保健推進事業
統計資料

長井市健康スポーツ課

1. 幼児のむし歯り患状況

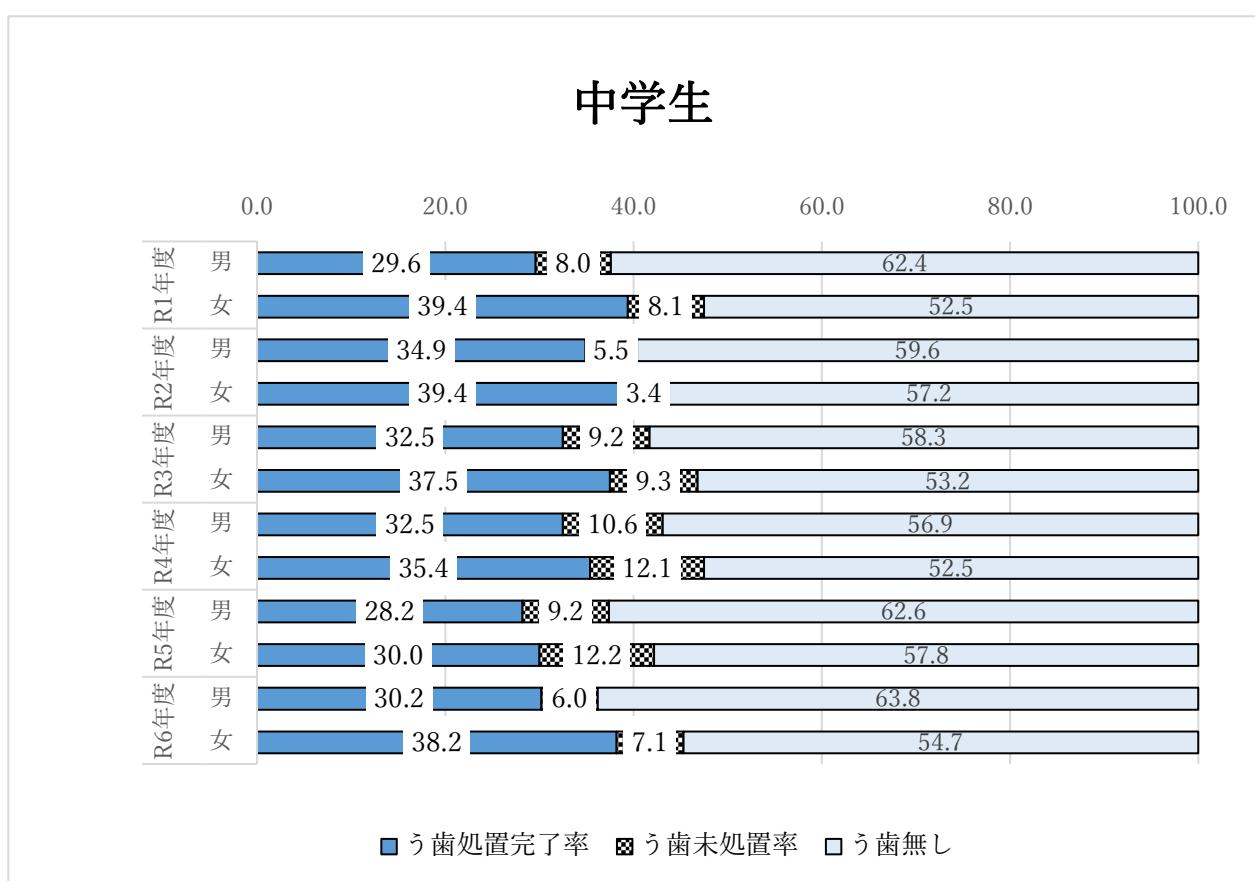
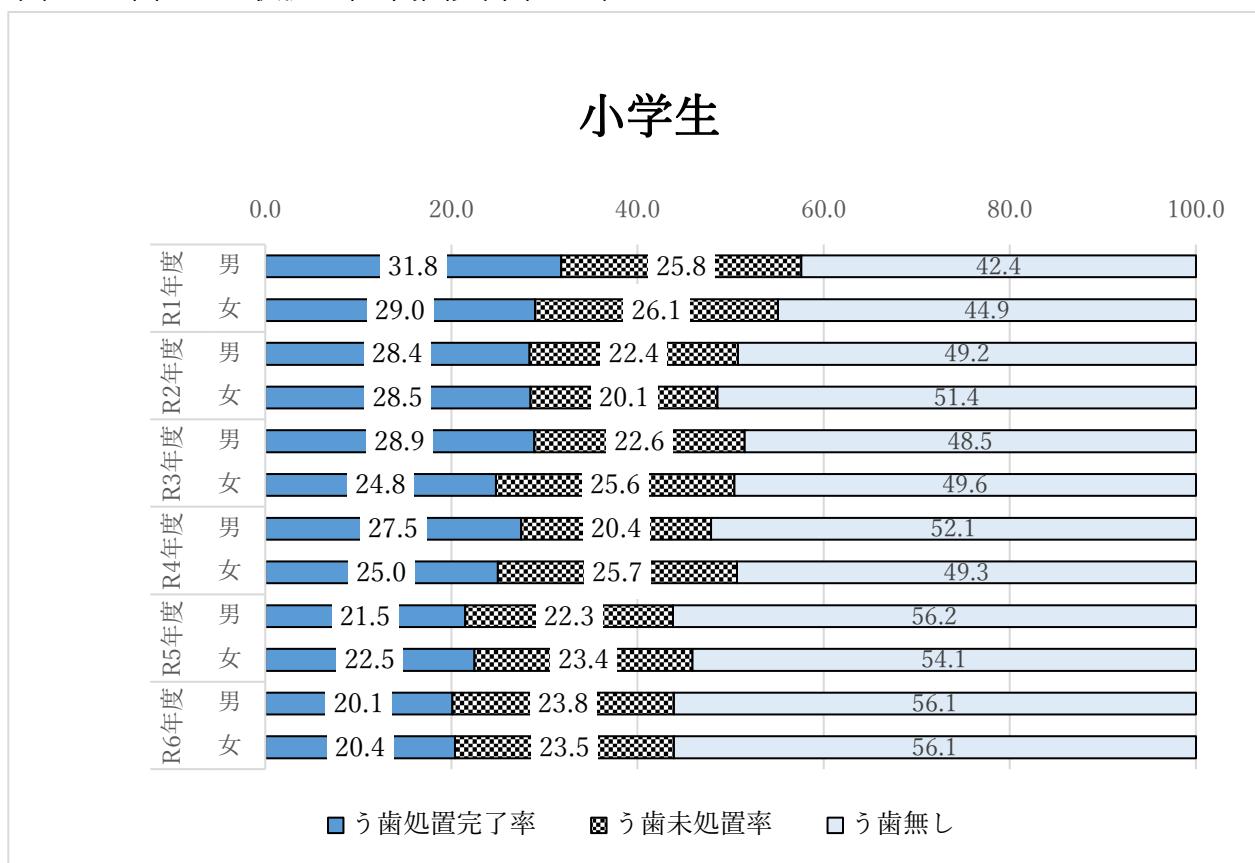


2. 令和6年度 西置賜管内の小中学生の歯・口腔の状況(単位:%)

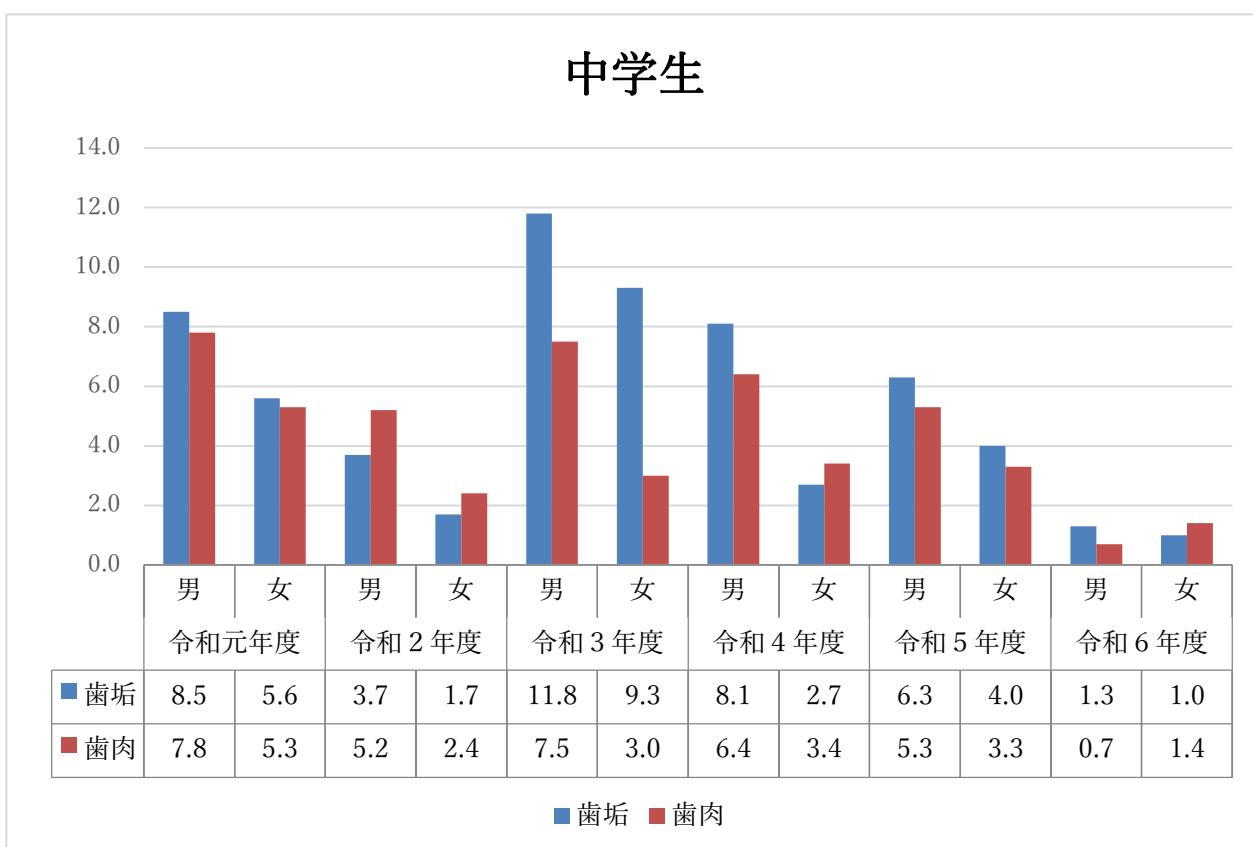
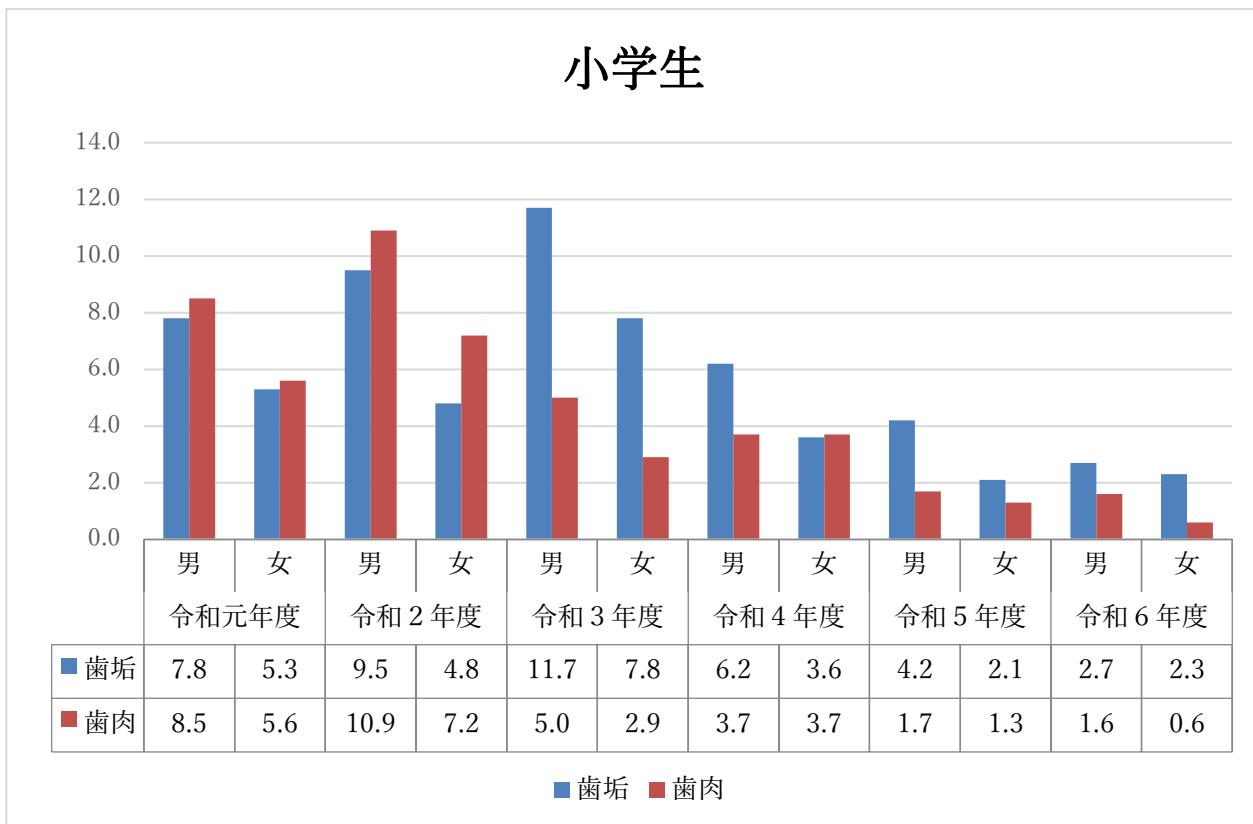


3. 長井市の小中学生の歯・口腔の状況

(1) う歯のり患状況の経年推移(単位:%)



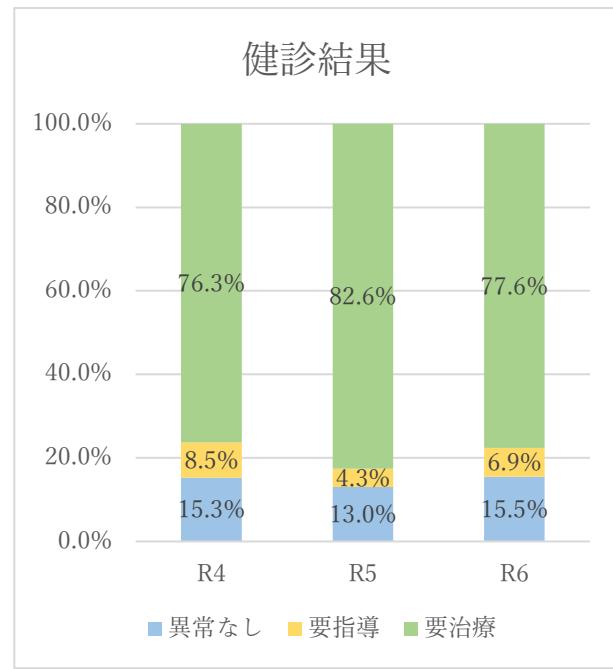
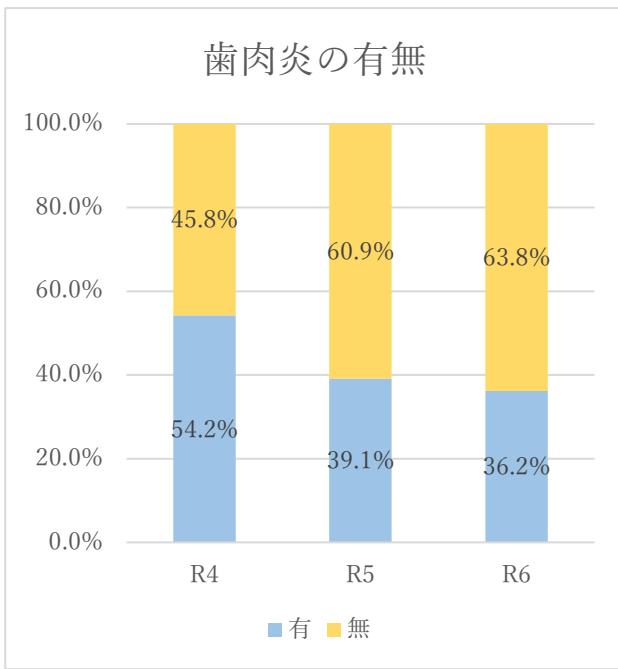
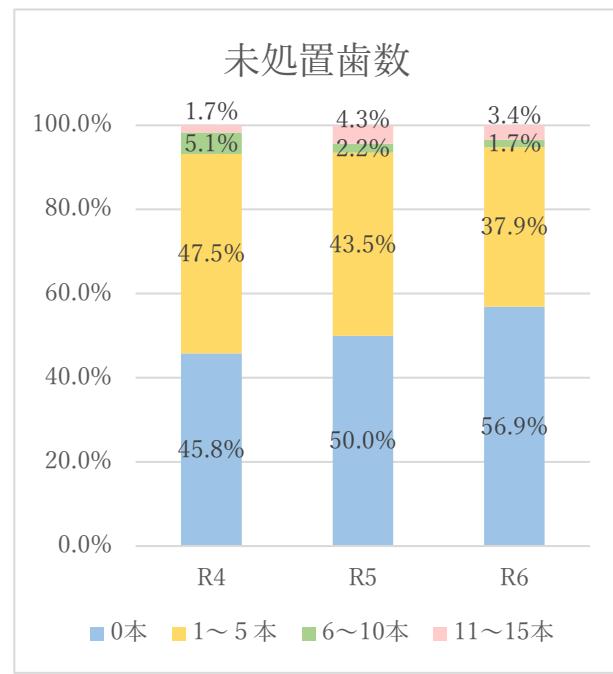
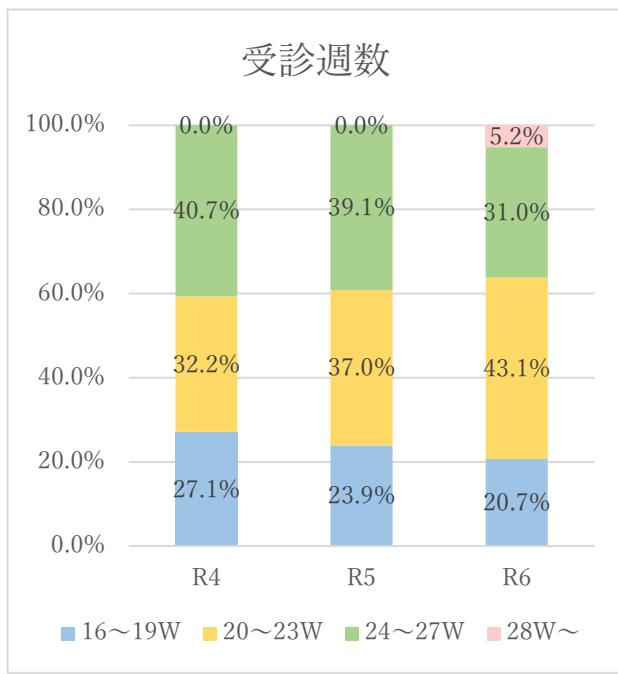
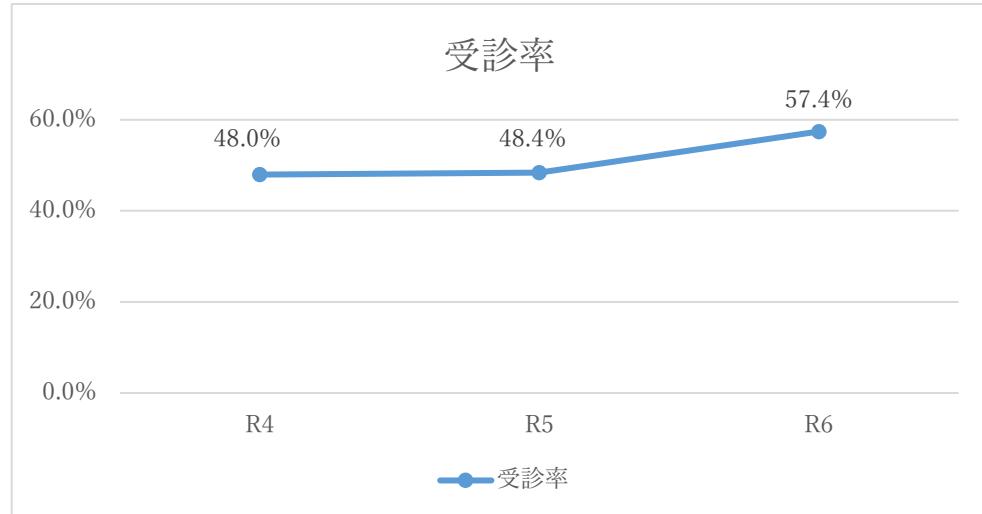
(2) 歯肉及び歯垢に異常があった者の割合(%)の経年推移



資料 P2~4:令和6年度 学校保健調査統計資料(西置賜地区学校保健会)より

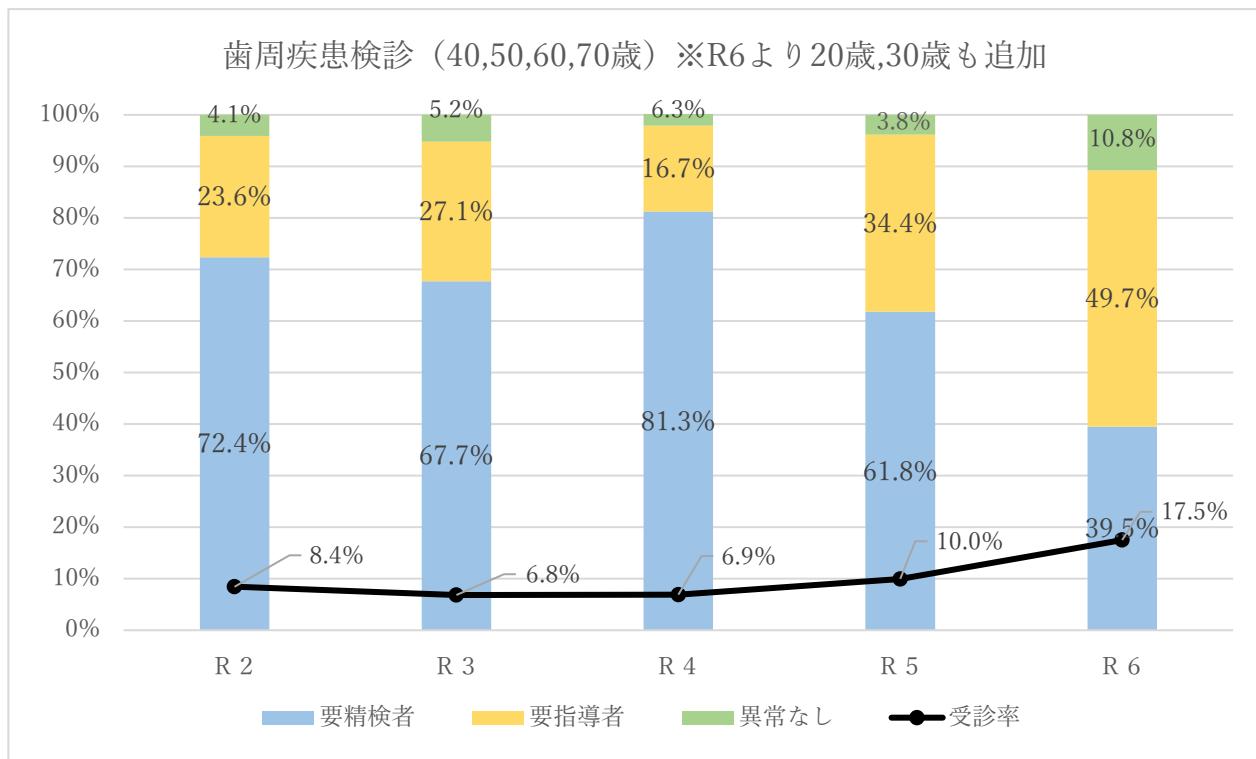
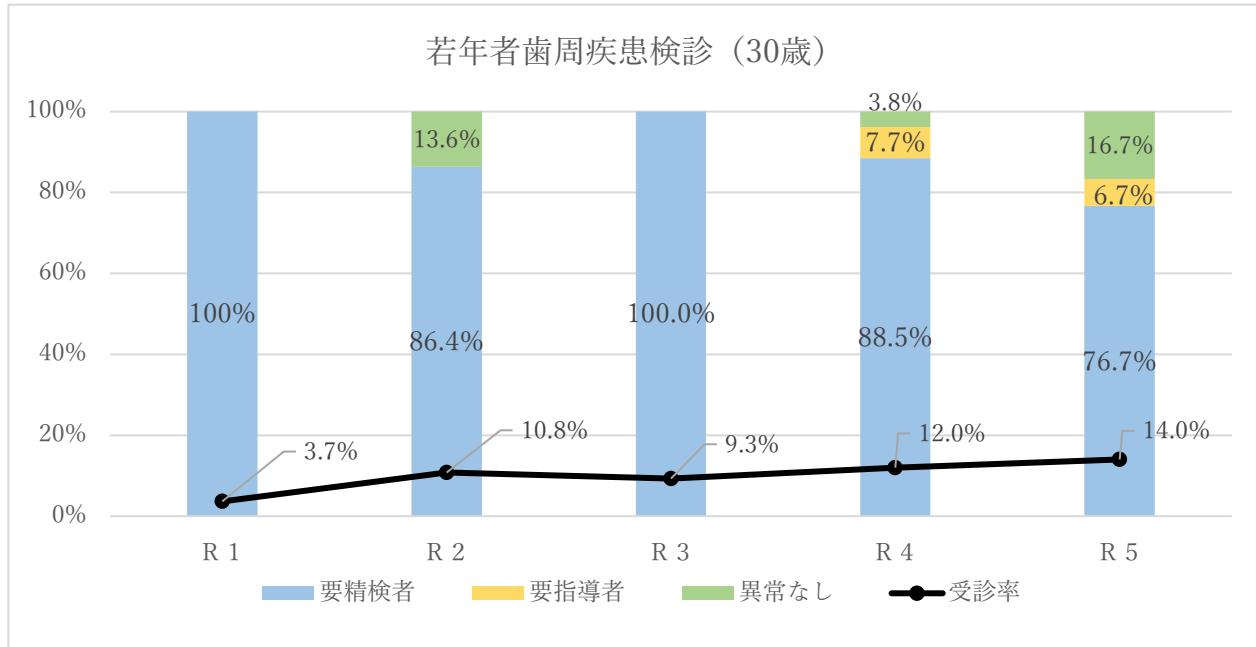
※山形県・全国の数値は令和5年度のもの

4. 妊婦歯科健康診査受診結果経年比較



5. 歯周疾患検診受診率及び受診結果

令和6年度より、歯周疾患検診が20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳対象となったため、長井市が独自に行っていった若年者歯周疾患検診は廃止となった。



6. 在宅寝たきり者等訪問歯科診療支援事業

		R3	R4	R5	R6
申込 内訳	総 数	69	47	22	36
	健康スポーツ課	1	3	2	6
	歯科医院	13	19	12	18
	病院	2	3	2	0
患者 年齢	施設	53	22	6	12
	身 障 有	2	1	8	6
	60歳未満	1	0	0	2
	60歳代	3	1	3	3
	70歳代	7	6	4	5
	80歳代	25	26	14	18
90歳代		33	14	1	8
延べ治療回数		143	179	99	115

令和 7 年度 長井市歯科保健推進事業実施計画・進捗状況

(1) 長井地区歯科医師会

① 地域歯科保健事業の立案および事業への協力

- ・乳幼児歯科健診(1歳6か月児歯科健診・3歳児歯科健診・2歳児歯科健診)
- ・歯周疾患検診(20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)
- ・妊婦歯科健診(2018年5月20日から無料実施)
- ・訪問歯科診療事業(広報ながい・保健カレンダーへの周知方法打合せ)

② 地域保健事業担当者連絡協議会の開催・締結書作成捺印交換

令和 7 年 4 月 15 日(火)開催

(各地区歯科保健事業担当者4名・在宅歯科衛生士1名・地域保健担当理事1名)

(内容) 令和 6 年度事業報告書提出

令和 7 年度歯科保健事業計画・健康指導内容の確認・事業経過・

乳幼児と歯周疾患検診、各事業等に対する意見・要望・情報交換について

令和 7 年度の締結書捺印交換済み

③ 在宅訪問歯科診療の集計および長井市健康スポーツ課への報告書作成提出

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの実施状況を市健康スポーツ課に
報告提出予定

④ 長井市歯科保健推進事業協議会への参加

令和7年7月22日(火) 長井地区歯科医師会と市の打ち合わせ

令和7年8月25日(月) 第1回長井市歯科保健事業推進協議会

その他を含め計4回ほど開催予定

歯科医師会長・副会長・地域保健担当理事参加予定

⑤ おらんだラジオへの放送出演 (別紙参照)

・長井地区歯科医師会の歯科医師がお口のワンポイントアドバイスをわかりやすく紹介。

毎週土曜日 6:55～7:00(おらんだの朝 けさらじ)

12:55～13:00(おらんだの昼 ひるらじ)

20:55～21:00(おらんだの晩方 ゆうらじ)

(2)健康スポーツ課

令和7年6月末日時点

ライフステージ	事業名	対象者	令和7年度実施計画 (実施内容・目標等)	令和7年度進捗状況 (実施状況・受診率等)
乳幼児期及び学齢期	離乳食もぐもぐ教室	おおむね生後6か月未満の保護者と家族	離乳食に関する講話、デモンストレーション、試食(年回6回奇数月実施)	受講者:7組(11名)(実施回数1回)
	9か月児健康診査	生後9~10か月児	歯科衛生士による保護者への歯科指導、歯ブラシ配付	受診者数:26人(実施回数3回)
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月~7か月児	児への歯科診察と指導、歯ブラシ配付、フッ化物塗布	受診者数:20人(実施回数2回)
	2歳児歯科健康診査	2歳6か月頃の児	児への歯科診察と指導、歯ブラシ配付、フッ化物塗布	受診者数:30人(実施回数2回)
	3歳児健康診査	3歳6か月~7か月児	児への歯科診察と指導、歯ブラシ配付	受診者数:33人(実施回数3回)
	ブラッシング指導	市内小学1年生~中学3年生	市内の小中学校(養護学校)10校で実施予定	5月~9月に10校で実施予定 6月末までに5校で実施済み
	幼児ブラッシング教室	市内保育施設	市内保育施設5施設で実施予定 (歯科医師会3件、長井市2件予定)	6月~2月に5保育施設で実施予定 ※歯科医師会2件、長井市3件 6月末までに1保育施設で実施済み
	歯磨き用CDの活用	年長児のいる市内保育施設、市内小中学校	歯みがきの時間や保健の授業等で活用	配布希望のあった保育施設に再配布を行った。 歯磨きの時間や保健の授業等で活用するよう声かけをしている。
成人期	妊婦歯科健康診査	妊婦	母子健康手帳交付時に受診券を発行し、無料にて実施。令和7年度より、週数制限を撤廃し、妊娠中であれば受診が可能とする。 (受診率目標):60%	受診者数:16人
	歯周疾患検診	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳	対象者に受診券送付し、無料で実施する。6/1~12/31の期間で実施する。9月末に受診勧奨実施予定。 (受診率目標) 20・30歳:15% 40・50歳:10% 60・70歳:15%	5月末に対象者に受診券を送付し、6月より開始。9月末に全対象者にはがきを郵送し、再勧奨実施予定。 10月の市報にて再勧奨の記事を掲載予定。
	歯と口腔の健康づくりについての知識の普及	市内事業所	歯科に関するリーフレットを配布	市内180か所の事業所に向けて、6/4~6/10の「歯と口の健康週間」でブラッシング方法と定期的な歯科検診受診を呼びかけるリーフレットを送付
	事業所における歯科講話	希望のあった市内事業所	依頼内容に沿いながら、歯科衛生士から歯科講話を実施する。	6月に1事業所から歯科講話依頼があったが、県事業を利用すると後日連絡があり、キャンセルとなった。

ライフステージ	事業名	対象者	令和7年度実施計画 (実施内容・目標等)	令和7年度進捗状況 (実施状況・受診率等)
高齢期	ミニデイサービス 歯科講話	ミニデイサービス 参加者	全29団体で各団体2年に1回程度実施 目標数:20団体	6月末時点での依頼数は15団体で、既に5団体で実施済み。 依頼がなかった団体については9月までに電話にて勧奨予定。
	老人クラブ連合会 歯科講話	老人クラブ連合会 会員	講話希望団体へ歯科衛生士による歯 科講話を実施	6月末時点での実施依頼はなし。
	高齢者施設における 歯と口腔に関する アンケート調査	市内介護サービス 事業所等	市内31か所の介護サービス事業所等 において、歯と口腔に関するアンケート 調査を行う。 調査時期:令和7年9月~12月	令和7年8月25日の第1回歯科保健 事業推進協議会で提案。
その他 普及啓発事業	在宅寝たきり者等 訪問歯科診療 支援事業	家庭で寝たきりまたは身体障がい等で通 院が困難な方	広報でのPRの他、ケアマネジャー会議 で情報提供	市報6月号に記事を掲載。 現時点での健康スポーツ課への申 込は1件。
	広報ながい掲載	市民	市報に歯科保健に関する記事を掲載 (6月号:歯周疾患検診、成人期・高齢 期の歯科に関する記事、在宅寝たきり 者等訪問歯科診療/10月:歯周疾患検 診の受診勧奨)	6月号で歯周疾患検診・在宅寝たき り者等訪問歯科診療についての記 事を掲載。8月号に山形県後期高齢 者医療広域連合に関する記事を掲 載。10月号では歯周疾患検診の受 診勧奨の記事を掲載予定。
	保健カレンダー 掲載	市民	歯科保健に関する記事を6月のページ に掲載	6月に「子どもの歯の健康」「歯周疾 患検診」「訪問歯科診療」に関する記 事を掲載
	ラジオ関係	市民	歯科保健に関する情報を紹介	5月にすくすく子育て応援ラジオで 「歯の健康」について放送。
	子育て支援アプリ	市民	歯科保健に関する情報を紹介	乳幼児期の「歯と口の健康」に関する 記事を今後掲載予定

(3)福祉あんしん課

令和7年6月末日時点

ライフステージ	事業名	対象者	令和7年度実施計画 (実施内容・目標等)	令和7年度進捗状況
高齢期	元気アップ教室	65歳以上で要介護の認定を受けていない人	3コース実施(1コースにつき1回歯科衛生士による指導を実施)	1コース実施(5/22に実施)
	足腰軽っこ教室		年間コースの中で前期1回・後期1回ずつ歯科衛生士による指導を実施	前期1回実施。6/4 AM致芳、PM平野
	脳元気コグニサイズ教室		2コース実施(1コースにつき1回歯科衛生士による指導を実施)	1コース実施(6/13に実施。)
	元気はつらつ教室 (さわやか健口教室)	一般高齢者や65歳以上の人で体力が低下しており今後要介護状態に移行する恐れのある人	6コース実施(1コースにつき3回歯科衛生士による指導を実施)	2コース実施 (5/22, 27・6/10, 12・7/8, 10に実施)
	慈光園リハビリ教室 (さわやか健口教室)		3コース実施(1コースにつき3回歯科衛生士による指導を実施)	1コース実施 (6/7、6/21、7/12に実施)
	C型通所サービス みどりの森(水曜日) ※短期集中型	要支援や65歳以上の人で体力が低下しており今後要介護状態に移行する恐れのある人	1コース約3か月(月1回歯科衛生士による講話と個別指導)	延27ケース
	地域ケア会議	関係機関、関係職種	月2回開催(1回2ケース)	16ケース/8回
	介護者の集い歯科講話	家族介護者	1回	8/26実施予定

市内保育施設を対象とした歯科保健に関するアンケート調査結果

対象：市内の13保育施設 実施時期：令和7年3月

【1】歯科健康診断について

1. 実施時期

12施設：春（5～6月）と秋（10～11月）
1施設：春（6月）のみ

【2】歯みがきCDについて

1. CDは施設にありますか

ある	4
ない	9

→ 配布を希望しますか

はい	6
いいえ	3

2. 「ある」と答えた施設：利用していますか

利用している	2
利用していない	2

→

- ・年長児のみ、年中児のみ
- ・最初使ってみたが説明に補足が必要
- ・ずっと説明が続くので子供たちには難しい
- ・説明が幼児には難しい

【3】施設での取り組みについて

1. 市で配布している歯みがきCD以外の曲や動画の利用の有無

ある	5
ない	8

→

- ・「はみがきじょうずかな」のCD（4施設）
- ・YouTubeの曲を流す（1施設）
- ・「はぶらしぶらっと」の歌を保育者が歌う（1施設）

2. 教材（リーフレット等）の利用の有無

ある	1
ない	12

→

- ・6/4のむし歯予防デーに合わせ、6月に歯磨きカードを配布している。7月に回収し1か月間の家庭の歯みがき状況を確認している。

3. その他、取り組んでいることがあれば教えてください

- ・（3、4歳児）砂時計を使って3分間しっかり磨くように声をかけている
- ・3分間の砂時計を利用し、食べ終わった児から個々に歯磨きをしている
- ・食べ終えた児童から順に砂時計を利用している
- ・2歳児は職員が仕上げ磨きをしている、3～5歳児は3分砂時計を利用して磨いている
- ・主に3歳児以上のクラスで、歯の模型を遣って磨き方を伝えている
- ・3歳児までは全員、4歳児からは気になる子や希望する子に仕上げ磨き（寝かせ磨き）をしている

長井市高齢者施設における
歯と口腔に関するアンケート調査について(案)
【実施計画】

令和7年8月

1 調査目的

市内の介護サービス事業所等における歯と口腔の歯科に関する取り組みや課題等の実態を把握することにより、今後の高齢者施設の歯科に関する取り組みを検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査主体 長井市歯科保健事業推進協議会

3 調査時期 令和7年9月～12月

4 調査対象

市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム 計 31事業所

5 調査票に配布・回収

調査票を各施設へ郵送し、郵送、ファックス、インターネット申請より回答いただく。

長井市高齢者施設における歯と口腔に関するアンケート調査

市内介護サービス事業所様

【調査についてのお願い】

日頃より、長井市の健康づくりに関し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当市では、「長井市歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、市内介護サービス事業所における歯と口腔の健康づくりに関する状況をお聞きし、今後の高齢者施設の歯科に関する取り組みを検討し、実施していきたいと考えております。

つきましては、大変お忙しいところとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査のご協力をお願いしたいと存じます。

このアンケート調査で回答いただいた内容は、本調査においてのみ使用し、今後の当市の歯と口腔の健康づくりの推進においての対策を進める取り組みに活用させていただきます。



提出期限：令和7年9月30日(火)

(★なお、上記の期日を若干過ぎた場合でもご返信いただければ幸いです。)

—記入にあたってのお願い—

- アンケート用紙は4ページあります。
- 回答については、郵送またはFAX、やまがたe申請(インターネット)いずれかの方法を選んでください。
- 施設内で重複して文書配布される場合がありますが、事業所別に回答をお願いいたします。

【I 郵送による回答方法】

- ① 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にアンケート調査票を入れて、ポストに投函してください。

【II FAXによる回答方法】

- ① 記入が終わりましたら、FAX 番号:0238-87-3310(添書不要) へ送信してください。

【III やまがたe申請(インターネット)による回答方法】

- ① 左記のQRコードから、お手持ちのパソコン、スマートフォン等で回答画面を表示し、回答を入力してください。

QRコード⇒



【問い合わせ先】 長井市役所健康スポーツ課 健康推進室 高橋・迎田

TEL:82-8009(直通) FAX:87-3310

【アンケート調査票】

施設名	
回答者	
回答者の職種	
連絡先（電話番号）	

I. はじめに、貴施設についてお聞きします。

問1 貴施設が該当する事業所をお答えください。(番号1つに○をつけてください。)

- | | | |
|----------------------|---------------------|---------|
| 1 特別養護老人ホーム | 2 介護老人保健施設 | 3 介護医療院 |
| 4 地域密着型介護老人福祉施設 | 5 認知症対応型共同生活介護施設 | |
| 6 特定施設入居者生活介護 | 7 有料老人ホーム | |
| 8 認知症対応型通所介護(デイサービス) | 9 通所リハビリテーション(デイケア) | |
| 10 地域密着型通所介護 | 11 その他() | |

II. 歯や口腔の健康管理に関する状況についてお聞きします。

問2 利用者の歯科検診や口腔ケア等について、歯科医療従事者(歯科医師・歯科衛生士)との連携についてお答えください。(番号1つに○をつけてください。)

※連携とは、利用者の歯と口腔の健康づくりについて、契約・所属の有無に関わらず、相談できる先があるという意味です。

- | | | |
|----------|-----------------------|----------------|
| 1 連携している | 2 過去に連携していたが、現在はしていない | 3 今まで連携したことがない |
|----------|-----------------------|----------------|

問3 ※問2で「1連携している」に○をつけた方のみお答えください。

具体的な連携先をお答えください。(複数回答可)

- | |
|---|
| 1 歯科医師(医師名:) → 契約あり・契約なし
(上記のどちらかに○をつけてください。) |
| 2 歯科衛生士→施設所属・在宅・その他() |

問4 ※問2で「2過去に連携していたが、現在はしていない」「3今まで連携したことがない」に○をつけた方のみお答えください。

連携していない理由をお答えください。(複数回答可)

- | |
|-----------------------------------|
| 1 連携する必要が感じられない または 何を頼めばよいかわからない |
| 2 連携できる歯科医療従事者が見つからない |
| 3 費用が負担できない |
| 4 その他() |

問5 利用者の歯や口腔状態の把握時期についてお答えください。(複数回答可)

- 1 施設利用開始時 2 歯科検診時 3 訴えのあった時
4 施設で実施する健康観察の観察項目の中に、口腔に関する項目がある
(※観察頻度をお答えください。→ 年 / 月 / 週 / 日 に 回)
5 把握していない
6 その他()

問6 施設での歯みがきについてお答えください。(番号1つに○をつけてください。)

- 1 実施している 2 実施していない

問7 ※問6で歯みがきを「1実施している」に○をつけた方のみお答えください。
1日のなかで歯みがきを実施する時間帯をお答えください。(複数回答可)

- 1 毎食後 2 就寝前 3 その他()

問8 ※問6で歯みがきを「1実施している」に○をつけた方のみお答えください。
歯みがきの方法についてお答えください。(番号1つに○をつけてください。)

- 1 全員に対し、職員が見守りを行っている 2 介助が必要な人には支援する
3 本人に任せている
4 その他()

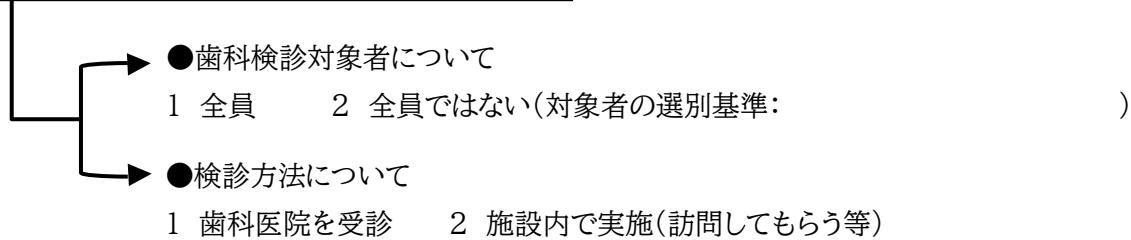
問9 歯みがき以外の歯や口腔の健康管理について、現在実施していることをお答えください。(複数回答可)

- 1 フッ化物(むし歯予防の薬)を利用したむし歯予防(塗布、洗口等)
2 舌や粘膜など、排外の口腔ケア
3 義歯の手入れ
4 歯科医師や歯科衛生士による指導
5 口腔周囲の筋肉をほぐし鍛える体操等(例:顔面体操、嚥下体操、唾液腺マッサージ、舌体操)
6 カンファレンスの実施
7 歯や口腔の健康に関する研修の開催または参加(研修内容:)
8 その他()
9 特に取り組んでいない

問10 貴施設における歯科検診について、お答えください。(各項目ごとに番号1つに○をつけてください。)

● 頻度について

- 1 年に1回以上 2 年に1回未満 3 実施していない、



問11 利用者の歯科受診状況についてお答えください。

かかりつけ歯科診療所を持つ人は何人いますか。人数を記入ください。

- 1 かかりつけ歯科診療所を持っている人 _____人
2 かかりつけ歯科診療所を持っていない人 _____人
3 不明 _____人

問12 利用者の歯科受診状況についてお答えください。

利用者のかかりつけ歯科診療所への受診方法について、お答えください。（複数回答可）

- 1 職員が近隣の歯科医院またはかかりつけの歯科医院へ連れていく
 - 2 近隣の歯科医院に往診を依頼する
 - 3 家族または本人に受診を勧める
 - 4 家族が連れていく
 - 5 その他(
 - 6 特に何もしていない

問13 利用者の歯と口腔の健康管理のため、今後強化したい、または取り入れたい活動をお答えください。(複数回答可)

- 1 利用者への歯みがき指導や介助
 - 2 フッ化物(むし歯予防の薬)を利用したむし歯予防
 - 3 定期的な歯科検診の実施
 - 4 受診先や相談先の確保、連携強化
 - 5 利用者の口腔内の状態に合わせた食事の提供
 - 6 顔面体操、舌体操、唾液腺マッサージ、嚥下体操等の実施
 - 7 職員の口腔ケアの知識や技術向上のための講習会への出席、開催、出前講座等の利用
 - 8 利用者とその家族に向けた、自宅でも継続して歯と口腔の健康づくりに取り組める情報の提供
 - 9 歯科衛生士などの専門職の採用
 - 10 その他()
 - 11 特になし

問14 貴施設において、歯科口腔保健を勧めていく上で、課題となることがあれば、ご記入ください。(自由記載)

問15 貴施設において、認知症高齢者への歯と口腔ケアの中で、工夫していることや課題があれば、ご記入ください。(自由記載)

問16 長井市の歯科保健事業へのご意見等あれば、ご記入ください。(自由記載)

筆記入もれがないか、もう一度確認をお願いいたします。

*ご協力ありがとうございました。

別添資料

1. 広報ながい(令和7年6月1日号)の掲載記事

なあそう！ と の健康

市では「長井市歯と口腔の健康づくり推進条例」のもと、年代に合わせた事業を実施しています。皆さんも自分の歯と口の健康や、病気の予防について考えてみませんか？

歯周疾患検診を受けましょう

歯周病は歯と歯ぐきの間にたまつたブラーク(歯垢)にすみつく歯周病菌によって、歯ぐきに炎症がおこる感染症です。歯周病は国民病で、35歳以上の約8割が罹患していると言われておらず、歯を失う原因の第1位となっています。さらに歯周病菌や炎症物質が、歯ぐきの血管から全身をまわり、心臓病や脳梗塞、糖尿病などの様々な病気を引き起こします。つまり歯と口の健康を守ることは、全身の健康を守ることにもつながります。

検診を受けるメリット

- 1.むし歯・歯周病を早期発見できる
- 2.早い段階で対処するため、治療にかかる時間や医療費を減らせる
- 3.生活習慣病などの予防につながる
- 4.自分の口の状態を知り、セルフケアへの意識が高まる
- 5.歯や口の健康相談ができる

対象者には5月末に歯周疾患検診受診券と案内を送付していますので、この機会にぜひ受けましょう。

●対象者 令和7年度中に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳に達する人
○歯周病などで治療中の人も対象になります。

●実施期間 6月1日～12月31日

●科 企画科

●実施医療機関 山形県歯科医師会加入の歯科医院
○必ず歯科医院に予約をしてから受診してください。

寝たきりの人などで歯科医院に通院できない人に歯科医師が訪問します！

家庭で寝たきりの人や身体の障がいなどで歯科医院に通院できない人に、市内の歯科医師が訪問して診療を行う在宅寝たきり者訪問歯科診療を行っています。むし歯の治療や入れ歯の調整をはじめ、お口の健康管理を行います。

ご希望の人は ●かかりつけ歯科医がいる場合 → 直接歯科医にご相談ください。
●かかりつけ歯科医がない場合 → 健康スポーツ課にご相談ください。

問い合わせ 健康スポーツ課 0238009999 歯周疾患検診 ☎ 1206 訪問歯科診療 ☎ 2093

2. 保健カレンダー(令和7年6月)への掲載記事

健康スポーツ課からのお知らせ
お問い合わせ先 82-8009

オーラルフレイルを予防しましょう

年齢を重ねると

- ・硬いものが食べにくい
- ・汁物で時々むせる
- ・食べこぼす
- ・薬が飲みにくい
- ・口の中が乾く
- ・滑舌が悪い
- ・食事に時間がかかる
- ・嗜めない食品が増える
- など、こんなことありませんか？



日常生活におけるお口の機能の些細な衰えを放置してしまうと… → **楽しくおしゃべりしたり、十分な食事をとることができなくなり、心身の活力低下につながっていきます。**

オーラルフレイルは身体活動にまで影響し、身体の健康を保持できなくなります。しかし、オーラルフレイルになってしまっても、適切なケアをすることで抜け出すことができます！オーラルフレイルにすでになっている人、そうではない人も次のようなケアを習慣化し、お口の健康を守っていきましょう。

《対策》

- ☆おうちでできる口腔体操
 - ・口の体操：①口をすぼめる。
②「イ～」と横に開く。
①②を繰り返す。
 - ・ほほの体操：ほほを膨らませた後、すぼめるという動きを数回する。
ブクブクうがいのように(水はなくてもOK)する。
- ☆毎食後の歯みがき
歯みがきに加えて、デンタルフロスを使って歯のすき間まで磨く。
- ☆定期的な歯科検診
定期検診は治療するだけでなく、口内の異常の発見にもつながります。
症状がなくても歯科検診を受けましょう。



在宅寝たきり者等訪問歯科診療について

家庭で寝たきりや身体の障がいなどで外来診療が困難な方、歯科治療をあきらめていますか？長井地区歯科医師会の歯科医師が訪問し、診療をおこないます。治療をあきらめず、積極的にお申し込みください。

●こんな症状がある人

- ・歯が痛い
- ・入れ歯が合わない
- ・歯がグラグラする
- ・うまくかめない
- ・歯ぐきが腫れている

●実施方法

申込の際、簡単な聞き取り調査をした後、歯科医師が診療に伺います。

●料 金

医療保険(保険証)を利用し、自己負担分と交通費(実費)をお支払いいただきます。
要介護認定等を受けている方は、介護保険(介護保険証)も利用することになります。

●申込方法

- ①健康スポーツ課、または長井市内の歯科医院まで直接お申し込みください。
- ②介護サービスを受けている方は、担当のケアマネージャーへご相談ください。



◆歯周疾患検診を実施します◆ (令和7年6月1日～12月31日まで)

歯周病は歯ぐきや骨など歯の周囲の組織が壊れる病気です。対象の方には、5月末ごろに受診券と案内をお送りしますので、この機会にぜひを受診しましょう。

問い合わせ：健康スポーツ課
82-8009